構造改革特別区域計画書

- 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下高井郡野沢温泉村
- 2. 構造改革特別区域の名称 野沢温泉ハウスワイン特区
- 構造改革特別区域の範囲 長野県下高井郡野沢温泉村の全域
- 4. 構造改革特別区域の特性

(1)位置

野沢温泉村(以下「当村」という。)は長野県の北部に位置し、三国山脈を背にした国内有数の豪雪地帯として知られている。

当村の北東側は高倉山の尾根境から毛無山東斜面にかけて栄村と接し、西側は千曲川(信濃川)を境に飯山市、南部は三国山脈傍系の毛無山の尾根を境に木島平村と接しており、毛無山を頂点として西の千曲川に傾斜し、海抜高度差は毛無山(1,650m)から、村北部の明石(300m)に及び山谷形で起伏の多い地形となっている。

(2)気候

年間の平均気温は10.5度で、年間降水量は1,418mm(平成30年)となっている。 アジア大陸からの影響を受ける典型的な日本海側気候で、最大積雪量は189cm、1日最大 降雪量は75cm(平成31年)と、全国でも屈指の豪雪地帯である。

(3)人口

国勢調査に基づく平成27年現在の人口は3,479人で、平成22年の人口と比較すると -9.7%の減少となっている。年齢区分別人口を平成22年と比較すると、年少人口(15歳未満)が-18%と減少している一方、65歳以上の人口が0.5%増加しており、少子高齢化が進展している。

(4)産業

国勢調査に基づく平成 27 年現在の就業人口は 1,947 人で、平成 22 年と比較して 112 人の減少となっている。産業別の構成比は第1次産業が 12.8%、第2次産業が 17.3%、第3次産業が 69.9%である。

当村はスキー産業を中心とした観光業が産業の柱となっている。観光客数は平成4年の約137万人をピークに減少傾向が続き、令和元年には約70万人となっているが、近年ではスキー場や温泉街などに、アジア地域を中心とした海外からの訪日外国人旅行者が増加しているなど、新たな観光ニーズへの対応が必要となっていることから、ワインなどの特産品づくりをはじめ、当地域で消費を促進する仕組みを構築し地域の活性化を図る。

全国的にも有名な野沢菜の発祥の地である当村の産業のもう一方の柱である農業は、豪雪山間傾斜地により水稲単作地帯のうえ小規模経営で、今後この基幹作物に加え地産地消で求められる特産品等の開発に取り組む必要がある。

5. 構造改革特別区域計画の意義

当村における農業分野での課題は、中山間地域に分類される条件不利農地が多いことや、農家の高齢化による荒廃農地の発生抑制と担い手農家の育成等がある。

このような状況の中、当村では6次産業化の推進、都市農村交流、新規就農者の支援、遊休荒廃地対策、有害鳥獣対策等の農業施策を進めている。

今回、当村において本特例措置を活用し、当村で生産された農産物を使った果実酒を製造することが可能になることで、新たな担い手の確保を図り、将来にわたる持続的な農業を目指すとともに、遊休荒廃農地の解消、地域の活性化を推進する。

6. 改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することで、当村で生産された農産物を用いた果実酒の製造が小規模な施設でも可能となり、多様な小規模ワイナリーの参入を促進する。商工業と連携した新しい雇用の場の創出による定住人口の増加、観光業との連携による交流人口の増加などの効果が期待できる。

果樹等の永年性作物を栽培することにより、荒廃農地の解消、新規就農者の確保が期待できる。

また、スキー産業に頼りがちであった地域の活性化を根本から見直し、既存のリピーターに加え新たに当村のファンを獲得し、農業を主体とした更なる結びつきを確かなものとすることを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本構造改革特別区域計画の実施により、当村で生産された農産物を用いた果実酒の提供が拡大することで、農業やワイン産業の担い手の育成確保だけではなく、新たな地域特産物の創出、都市農村交流人口の増加、遊休荒廃農地の解消等、ワイン関連産業のみならず村全域での産業の活性化につながることが期待される。

(1)地域農業の振興

ワイン用ぶどうの栽培は、生食用ぶどうと比較して、省力化及び低コストで栽培できることから、ワイナリーの開設により、ワイン用ぶどうの栽培普及が進むものと考えられる。

このことにより農地の有効利用が進み、荒廃農地の解消、景観形成の向上や土地の保全にも寄与し、観光面にも効果が期待できる。

(2)交流人口の拡大

当村においてワイナリーの設置が進むことで、果実酒の製造や提供を行うことによる新たな 農業体験や地場産品を活用したメニューの開発による誘客を行うことができる。

ワインツーリズムをはじめとしたワイン用ぶどう農場の見学や収穫・醸造体験プログラムを組んだ農家民宿などが可能となり、観光ニーズの多様化に対応した、新たな誘客施策として、交流人口の増加と産業振興を図る。

(3)地域の関連産業との連携

ワイナリー、農家レストラン、農家民宿などが整備されることにより、地元農産物の地産地消が促進され、ワイン産業に関わる生産、醸造、観光など多様な業種間における連携により、地域ぐるみでの6次産業化により相乗的な事業効果が発揮され、活力ある地域づくりを推進させることができる。

(4)信州ワインバレー構想との関係

長野県が推進する『信州ワインバレー構想』は、近年の県産ワインの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策と位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設けて、新規参入者の育成からワイン用ぶどう栽培、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。当村は、『千曲川ワインバレーエリア』の最北端に位置している。本構造改革特別区域計画では、この構想に協調し、連携を図るとともに地域の個性を活かした特色ある地域づくりを行う。

(5)歴史的特産品との関係

当村の代表的な特産品の一つにつる細工がある。現在継承者の減少等により、つる細工産業は下降状況にあるものの、山ぶどうのつるを活用することによって、いままでよりも容易に上質なものを確保できるようになる。それにより、ワインの醸造だけではなく、歴史的特産品であるつる細工の継承にも役立つことが期待できる。

区分	令和2年度	令和3年度	令和7年度
特定酒類製造事業者数	0件	3件	8件
特定酒類製造数量	O kl	1.45 kl	10.9 kl

8. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

1. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館・民宿・レストラン・飲食店等)を営む農業者で、果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする者。

- 3. 当該規制の特例措置の適用開始の日 構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4. 特定事業の内容
 - (1)事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
 - (2)事業が行われる区域 長野県下高井郡野沢温泉村全域
 - (3)事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4)事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るため、果実酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者(以下「特定農業者」という。)が果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

この特例措置を活用し、当村で生産された果実を用いた果実酒の提供を通じて、観光業・農業を中心とした地域の活性化を図る。

なお、当該特定事業により特定農業者が酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に 基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当 局の検査や調査の対象とされる。

当村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。